

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、ステンレス製品製造に関連する作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、右足を機械に挟まれ負傷した。
- 2 請求人によると、負傷後、会社幹部からのいじめ、配置転換強要等があり、体調を崩したという。請求人は、同年〇月〇日、B病院に受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、D医師の意見書及び請求人の申述等を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。当審査会も、請求人の症状とその経過等に照らすと、C医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、次のとおりである。

(ア) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①平成〇年〇月に上司とのトラブルがあったこと、②同年〇月に不仲の職員のロッカーの隣に請求人のロッカーを移動される嫌がらせを受けたこと、③同年〇月〇日に業務による負傷をしたこと、④同月〇日に上司とのトラブルがあったことを主張している。

(イ) 請求人は、①について、請求人の就労場所にEとFが巡回に来たとき、請求人がFと話をしていたところ、突然Eが、どうして自分の話を聞かないんだと、請求人に怒鳴りつけ、口論となったと述べている。同出来事について、Eは、要旨、「平成〇年〇月にFと巡回していたところ、請求人が指の負傷をした後だったので、私が請求人に指の具合を尋ねたが無視されたため、請求人に対し、ちゃんと聞いているのかと怒鳴った。請求人は、私の上司はFだから関係ないだろうと言いついてきたため口論となった。」と述べている。本件出来事は、請求人の負傷の状況を尋ねたEを請求人が無視したためEが立腹して請求人を叱責したところ、請求人も認めているようにこの叱責に対して請求人が反論したため口論となったものに過ぎず、Eの叱責自体が請求人の人格を否定するものとは認められないことから、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当たるとみて検討するも、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(ウ) 請求人は、②について、(イ)の出来事の直後、請求人と不仲のGのロッカーの隣に請求人のロッカーが移動されたので、毎日同人と顔を合わせないように苦慮したと述べている。同出来事について、E、G及びHは、要旨、「人員増の影響で請求人のロッカーの移動が必要となったが、同人が他の者とトラブルにならないよう、同人のロッカーをGのロッカーの隣の空いているロッカーにした。ロッカーの移動による請求人からの苦情はなかった。」と述べ、またGは、要旨、「週2、3回、請求人と顔を合わせるが、私が着替えに要する時間は30秒程度で、請求人と話をすることも、ロッカー室に請求人と私とで2人きりになることもなかった。」と述べている。上記会社関係者の申述を踏まえれば、本件出来事は請求人への嫌がらせとは認められず、認定基準別表1の具体的出来事には当たらない

と判断する。

(エ) 請求人は、③について、平成〇年〇月〇日、就労中に足を機械に挟まれ、電話で社内に救援を依頼したが対応がなく、119番に電話したところ、レスキュー隊と警察が大勢来て現場が騒然としたと述べている。同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に当たるとみて検討することが相当である。この出来事による請求人の負傷の程度は、右足打撲で骨折はなく、全治〇日という診断で、休業も不要であり、一件記録を精査しても、後遺障害が残存したとは認められない。このような状況に鑑みれば、請求人の負傷による心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(オ) 請求人は、④について、請求人が上記(エ)の負傷の次の出勤日であった平成〇年〇月〇日に、始業時刻より〇時間遅刻して出勤した際、遅刻の理由を説明したところ、Hから、嘘をつくな、普通の会社なら解雇される、などと怒鳴られるなど、会社の幹部から叱責を受けたと述べている。同出来事について、H、F、E及びHは、要旨、「請求人は、上記負傷日の次の出勤日に、タクシー通勤を認めたにもかかわらず〇時間遅刻をしてきた。請求人に遅刻した理由について会社側から説明を求めたところ、同人は、説得力のない説明をしたため、Hが請求人に対して、どうしてタクシーを予約しなかった、今度同じことをしたら解雇するなどと諭した。」と述べている。同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に当たるとみて検討することが相当であり、請求人の上記負傷は、上記(エ)でみたとおり、右足打撲で骨折はなく、休業も不要であったことから、負傷の翌出勤日に〇時間も遅刻することは通常考えられず、遅刻の理由について請求人が上司から説明を求められることは当然のことと考えられるが、上司が請求人に対し、遅刻の理由について厳しく問い詰めたり、今度同じことをしたら解雇するなどと述べたりした点について請求人と事業場関係者の間で争いはなく、同出来事は上司から、業務指導の範囲内である強い指導・叱責を受けたものとみられるので、その心理的負荷の強度は「中」と判断する。

(カ) なお、決定書理由に説示するとおり、上記(エ)の出来事と上記(オ)の出来事は時期的に近接しており関連して生じているものであると判断する。

(キ) 請求人の労働時間について、一件記録を精査するも、恒常的長時間労働は認められない

ウ 以上のとおり、請求人には、評価期間において、心理的負荷が「弱」である出来事とその後に関連して生じた「中」である出来事が認められ、さらに、それらとは関連しない心理的負荷が「弱」である出来事が認められることから、それらの3つの出来事の全体評価は「中」と認められ、「強」には至らないものと判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、請求人は、本件疾病の発病後においても、会社から、いじめ、嫌がらせを受けた旨主張しているが、仮に請求人の主張する出来事があったとしても、評価期間外の出来事であり、本件疾病の発病に係る心理的負荷として評価することはできない。

さらに、請求人は、逆流性食道炎について、業務上の事由によるものであると主張しているが、本件処分は、請求人が平成〇年〇月〇日に療養した本件疾病についての療養補償給付を支給しない旨の処分であり、逆流性食道炎については、本件処分の対象とは認められず、また、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。